

第16回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年5月30日（月）午後1時30分から午後4時6分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

飯沼順平，一川哲志，小宮大典，高橋俊郎，富田善範，則武好，麓英里，武藤玲央奈，横地貴子，綿貫義昌（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

伊藤康博裁判官，首席家裁調査官，家裁首席書記官，次席家裁調査官，家裁訟廷管理官，事務局長，総務課長，総務課長補佐

4 議 事

(1) 新委員の紹介

一川哲志委員，小宮大典委員，高橋俊郎委員，則武好委員

(2) 委員長あいさつ

(3) 「家裁の取扱事件について」及び「支部について」の説明

(4) 庁舎案内

(5) 「家裁の仕事と支部の現状」について意見交換

別紙記載のとおり

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判所利用者に対するアンケートについて」

(7) 次回期日

平成23年11月29日（火）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨

1 「家裁の仕事について」

(A委員) 家庭裁判所で取り扱う家事審判手続は、どういう種類に分かれているのか。

(裁判所) 家事審判手続には、甲類と乙類の2種類がある。

甲類は、家裁が後見的な立場から関与する事件で、申立てに対して家裁がその許否を判断する。主な事件として、子の氏の変更の許可、相続放棄、失踪宣告、名の変更の許可、後見開始、養子縁組の許可等がある。

乙類は、当事者間に利害関係の対立がある事件で、第一次的には当事者間の話し合いによる解決が期待される事件類型だが、解決に至らなかった場合には審判手続に移行するものである。主な事件は、遺産分割、年金分割、婚姻費用の分担、親権者の指定変更、養育費の請求等がある。

(B委員) 夫婦関係調整の調停事件の割合は、全ての家事調停事件のうちどの位か。

(G委員) 夫婦関係調整調停事件の割合は、平成21年の全国統計では全ての家事調停事件の41.5%である。岐阜家裁では概ね4割程度であり、全国統計とほぼ同じである。

(C委員) 調停の難しいところは何か。

(委員長) 夫婦の問題は、当事者が感情的になることが多いので、冷静に話し合いができるよう調整することが難しい。

(A委員) 家事調停委員は何人いるのか。また委員によっては専門分野があるのか。

(委員長) 家裁本務の調停委員としては、岐阜県内には179人、岐阜家裁本庁

には74人がいる。専門分野が決められているわけではないが、不動産鑑定士の資格を持つ調停委員が、不動産の評価が問題となっている遺産分割事件等に関わる場合がある。

(A委員) 私は過去に成年後見と遺産分割調停の申立てをしたが、受付で親切に教示していただき、スムーズな処理ができたことを感謝している。

(委員長) 職員の研修を行うなどして、当事者間に公平感のある調停を実施するための努力をしている。

(F委員) 少年事件で一番気を付けていることは何か。

(G委員) 教育的な効果を一番に意識している。少年の目線に立って分かり易く、かつ威厳を保ちつつ話をしている。

(H委員) 少年に対して、具体的にどういう点に注意して審判をしているか。

(G委員) 処分を決めた時に前向きにとらえてもらえるよう、少年の良いところも評価しつつ、こういう点は足りないから頑張るようになどと伝えることもある。

(B委員) 少年事件について、家裁調査官はテーマを決めて調査しているのか。

(G委員) 具体的に調査テーマの特定はしていないが、少年の問題点について、裁判官と家裁調査官が綿密に打合せをした上で調査をしている。

2 「支部の現状について」

(D委員) 多治見支部で少年事件を扱わないのは何故か。

(委員長) 家庭裁判所が設立された当初に、少年事件を取り扱う庁と取り扱わない庁が決められ、岐阜管内の支部については、少年事件を取り扱う庁は大垣支部と高山支部、取り扱わない庁は多治見支部及び御嵩支部とされたものである。

(D委員) 多治見、御嵩は人口が多く、少年事件数が特に少なくはない。現実には事件が起こると岐阜市の弁護士が担当するが、行き来が大変である。裁

判所独自で決められることではないが，事件数や利便性の実態に応じた見直しの必要性を，現場からも発信して欲しい。

以 上